

【ご契約に関する重要事項説明書】

この書面では、エバーグリーン・マーケティング株式会社の特別高圧・高圧供給契約について、電気事業法に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、お客さまと弊社との電気供給契約に関する重要事項についてご説明しています。
なお、弊社と契約される場合、託送供給等約款にご承諾の上、お申込みいただきます。

1. 需給契約期間および自動更新について

需給契約は、申込みを弊社が承諾した時に成立いたします。契約期間は電気需給契約書の契約期間によります。また、需給開始日はお客さまと協議の上で決定します。ただし、契約期間満了日の3か月前に先だって、お客さままたは弊社から別段の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。別段の意思表示は相手方に対し、弊社所定の書面をもって行うものとします。

2. 切替のお手続きおよび計量器工事について

従前の小売電気事業者からの切替のお手続きおよび計量器工事は、原則としてお客さまの費用負担なしで実施されるものとします。

3. 従前の電力契約解除に伴う不測の不利益について

現在の小売契約解約時に下記に記載される事項が発生する可能性があります。

実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 契約期間中の解約に伴う違約金の発生(複数年契約などの場合)
- ② 各社発行ポイントの失効
- ③ 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
- ④ 過去電力使用量に関する小売電気事業者への照会不可

4. 追加情報の提供について

電力供給サービス開始申込書[高圧・特別高圧]にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いする場合がございます。

5. 電気料金について

月々の料金は、契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「従量料金」「燃料費調整額」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※基本料金および従量料金は、本御見積書に記載の単価に基づいて計算されます。

※燃料費調整額については、弊社ホームページをご確認ください。

6. 料金の算定期間について

料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間になります。

7. 使用電力量の計算

使用電力量は、30分ごとに、需給地点で計量された電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。弊社は、毎月ごとに、検針の結果を送配電事業者から受領した後、お客さまにお知らせいたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さま、送配電事業者および弊社の協議によって定めます。

8. 電気使用量の確認について

お客さま専用Webサイトに電力使用量をご確認いただけます。ご希望の方は、お申し込み後に営業担当または販売代理店までお申し付けください。

9. 電気料金のお支払について

お支払には振込、口座振替をご選択いただけます。支払期日および振替予定日については以下の通りです。

【振込】

計量日が「1日」の場合は計量日の翌日から起算して30日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。分散検針かつ計量日が「2日」の場合は計量日の翌月10日といたします。分散検針かつ計量日が「2日以外」の場合は計量日の翌月末日といたします。なお、分散検針の支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その前の営業日といたします。

【口座振替】

計量日が「1日」の場合は算定期間の翌月27日が振替予定日となります。分散検針かつ計量日が「2日」の場合は算定期間の最終日が属する月の翌月6日が振替予定日となります。分散検針かつ計量日が「2日以外」の場合は算定期間の最終日が属する月の翌月27日が振替予定日となります。なお支払期日が金融機関の休日に該当する場合は、その後の最初の営業日となります。

10. 供給電圧および周波数について

供給電圧および周波数は、所轄の一般送配電事業者の定めによりますが、概要は以下の通りでございます。

エリア	北海道、東北、東京、中部（一部）	中部、北陸、関西、中国、四国、九州
供給電圧	高圧または特別高圧	高圧または特別高圧
周波数	50Hz	60Hz

11. 需要場所への立ち入りについて

弊社が需給契約等の遂行のため、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまにあらかじめ通知のうえ弊社の係員が需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所への立ち入りおよび業務の実施を承諾していただきます。

12. 契約の廃止について

(1)ご契約の解約については希望日より3ヶ月以上前に書面にてお申し出をお願い致します。

(例：ご解約希望が7月末日の場合、4月末日までにお申し出ください。)

(2)お申出からご解約日まで3ヶ月間に満たない場合、または需給開始日・契約電力増加倍・契約単価変更日等(総称して「契約適用日」)から1年未満のご解約となる場合、契約適用日から1年経過ごとの更新後の契約適用日から1年未満のご解約となる場合は、解約違約金を弊社にお支払い頂きます。

(3)解約違約金額の計算式

契約最終月の契約電力×基本料金単価×3(もしくは1.5)

解約の状況	解約違約金額
契約適用日から1年目の日で解約 3ヶ月前までの解約お申し出あり	違約金なし
契約適用日から1年目の日で解約 3ヶ月前までの解約お申し出なし	基本料金の1.5倍に相当する金額
契約適用日から1年未満での解約 設備撤去(店舗閉鎖等)による解約の場合	基本料金の1.5倍に相当する金額
契約適用日から1年未満での解約 他の小売電気事業者等へ切替の場合	基本料金の3倍に相当する金額

※詳細につきましては「電気需給約款[違約金]」もしくは「電気需給約款[需給契約の廃止]」をご確認ください。

13. 弊社が行う契約の解除について

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解約することができます。

- ①電気需給約款によって電気の供給を停止されたお客さまが、弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ②お客さまが電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

14. 電子交付について

弊社は、電気需給約款、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を書面の交付(郵送)に代え、ホームページ、電子メール等の弊社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。

15. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について

弊社は、託送供給約款の改定または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。その場合、新たな料金単価、およびその適用開始日を、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始1ヶ月前までに弊社に対してご解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までにない場合は、料金単価の変更を、ご承諾いただけたものとみなします。

16. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、代理店または弊社へお問合せください。

[代理店連絡先]

代理店番号：

代理店名：

電話番号：

メールアドレス：

エバーグリーン・マーケティング株式会社 営業部 (受付時間：9:00-17:00)

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

電話番号：03-6271-0240 メールアドレス：egm_info@egmkt.co.jp

小売電気事業者名：エバーグリーン・マーケティング株式会社

小売電気事業者登録番号：A0006